

# 農林水産業災害対策資金貸付要領

## 第1 趣旨

農林水産業災害対策資金の取扱いについては、農林水産業災害対策資金利子補給金交付要綱（平成元年 10 月 17 日付け農政第 423 号農業水産部長・農地森林部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第2 貸付対象資金

被害農林水産業者が、必要とする次の資金

- (1) 農林水産業の経営安定のための運転資金
- (2) 生活維持に必要な資金

## 第3 貸付対象者

要綱第2の2に該当する農林水産業者は、次のとおりとする。

ただし、第2の(2)の資金については、(1)、(4)又は(8)に掲げる者に限る。

- (1) 農業者個人（農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、その他農業者が組織する法人で1戸1法人等の個人類似法人を含む。）
- (2) 農業を営む法人（農業を営む農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、その他農業者が組織する法人（1戸1法人等の個人類似法人を除く。）に限る。）
- (3) 農業を営む任意団体（法人格を有しない団体で農民3人以上によって構成されているもの（特定的人格なき社団の形態を備えているもの（特定の構成員の加入、脱退と関係なく、一体として経済活動の単位となっているもの。))に限る。）
- (4) 林業を営む個人
- (5) 林業を営む法人（会社にあつては、資本金1,000万円以下のもの又は常時使用する従事者の数が300人以下であるもの。）
- (6) 木材製造業を営む個人
- (7) 木材製造業を営む法人（会社にあつては、資本金1,000万円以下のもの又は常時使用する従事者の数が300人以下であるもの。）
- (8) 漁業を営む個人
- (9) 漁業生産組合
- (10) 漁業を営む法人であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。）の合計総トン数3,000トン以下であるもの。
- (11) 水産加工業を営む個人
- (12) 水産加工業を営む法人であつて、その常時使用する従業者の数が100人以下であるもの。

## 第4 貸付額の算定

貸付額は、次の方法により求めた額とする。

平年時の年間粗収益から災害を受けた年の年間粗収益見込を差し引いた額

ただし、これにより難い場合の算出方法については、融資機関が別に定める。

## 第5 貸付手続

1 借入申込者は、融資機関に次のものを提出するものとする。

- (1) 要綱第2の1の(1)の場合
  - ア 借入申込書（融資機関所定のもの）
  - イ 借入調書（様式第1号）
  - ウ 被災証明書（様式第2号）
- (2) 要綱第2の1の(2)の場合
  - ア 借入申込書（融資機関所定のもの）
  - イ 借入調書（様式第1号）
  - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（様式第3号）

2 取扱い融資機関は、第5の1の借入申込書を受理したときは、その内容を審査の上、融資の承認又は不承認を決定し、申込者に通知するものとする。

## 第6 担保及び保証

当該融資機関の定めるところによるものとする。

## 第7 助成

知事は、毎年度、予算の範囲内において、別に定めるところにより、農林水産業災害対策資金を貸し付けた融資機関に対し、利子補給を行うものとする。

附則

この要領に基づく貸付けは、平成元年7月13日以降に発生した災害から適用する。

附則

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和2年5月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の際、従前の規定及び様式により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。